

守谷市スポーツ少年団大会助成金交付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、守谷市スポーツ少年団の活動に対し、予選を勝ち抜いて各種大会へ出場する際の助成に関して、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会)

第2条 助成金の交付対象となる大会は、次に掲げるものとする。

- (1) 守谷市の代表として出場する県大会
- (2) 県の予選を勝ち抜いて出場する関東大会以上の大会
- (3) その他教育委員会が認めた大会

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、守谷市スポーツ少年団に登録しているもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条各号に掲げる大会に出場するもの
- (2) 前条各号に掲げる大会に出場するものの引率者（登録指導者を除く登録人数5人に対し1人の割合で、3人までを限度とする。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたもの

(助成の内容)

第4条 助成金は、交付対象者が第2条各号に掲げる大会に出場するための旅費（運賃、車両借上料及び有料道路使用料をいう。以下同じ。）について交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号に掲げる県大会に出場する場合は、車両借上料に限り交付するものとし、かつ、1大会につき1回限りとする。

3 車両借上料は、道路運送法による一般旅客自動車運送事業者との契約であって、運転手を含む契約に限るものとする。

4 交付対象となる車両は、次のとおりとする。

交付対象者人数	種別	乗車定員	高速道路における車種区分
10人以上	マイクロバス (小型バス)	11～29名 (運転手含む)	中型車
10人未満	教育委員会と事前に協議し、教育委員会が必要と認めた車両		

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1号に掲げる県大会に出場する場合は、車両借上料の2分の1を助成する。ただし、交付対象者の人数が10人以上の場合にあっては3万円を限度とし、交付対象者の人数が10人未満の場合にあっては2万円を限度とする。
- (2) 第2条第2号に掲げる関東大会以上の大会に出場する場合は、それに掛かる往復の旅費を助成する。ただし、各種競技団体が所属する上部団体から補助金等の交付を受けている場合は、その額を除いた額とする。

2 交付対象者が、同一の大会で複数の種目に出場する場合は、重複して交付しないものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、守谷市スポーツ少年団大会出場経費補助申請書(様式第1号)、大会出場経費内訳書(様式第2号)及び請求・領収・精算書、参加する大会等の開催要項及び参加者名簿、その他関係資料を添えて、大会等の終了後1ヶ月以内に教育委員会に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第7条 教育委員会は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請等の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 第3条に規定する交付対象者の要件を満たさなかったとき。

(3) その他教育委員会が交付することが適当でないと認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した者に、既に助成金を交付しているときは、助成金の返還を命ずることができる。

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この基準は、平成28年6月3日から施行する。